

# 定 款

(平成27年12月1日作成)

一般社団法人LOVE ACADEMY

# 一般社団法人LOVE ACADEMY 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人LOVE ACADEMYと称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、女性の精神的自立やコミュニケーション能力アップをサポートすることで、独身女性が恋愛、婚活に前向きに取り組み、結婚をゴールではなく、自分らしい人生へのさらなるステップとして捉えられるように心の在り方(人間力)を学べる環境を整えます。

また家庭内におけるパートナーとの関係がお互いに支え合い高め合えることによって子供たちにとって良い見本、憧れの存在になることで、あらゆる心理的不安を軽減し、安心して子供を産み、育める社会の創造を目的とし、次に事業を行う。

1. 自己分析力、コミュニケーション能力の向上及び人格的成長の促進等に関する研修事業
2. 自己分析力、コミュニケーション能力の向上及び人格的成長の促進等に関する資格認定事業
3. 各種セミナー、講演会、イベントの企画、運営
4. 料理教室の企画、運営
5. 前各号に附带関連する一切の事業

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 社員

### (種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

### (入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込をし、理事長の承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退会)

第8条 会員は、いつでも任意に退会することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に予告をするものとする。

### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

## 第3章 社員総会

### (種 別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

### (構 成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

### (開 催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

### (招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

### (決 議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、正会員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 当法人の重要な運営方法の変更

## 五 その他法令で定められた事項

### (代理)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使の委任することができる。

### (決議及び報告の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

## 第4章 役員

### (役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち理事長（一般社団・財団法人上の代表理事）を1名置き、副理事長を若干名、専務理事を若干名、常任理事を若干名、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事として置くことができる。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

### (解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

### (報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける

財産上の利益（以下、「報酬」という。）は社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 基金

### （基金を引き受ける者の募集）

第27条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

### （基金の拠出者の権利）

第28条 基金の返還に係る債権には、利息を付けない。

2 拠出された基金は、当該法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還に係る債権は、総社員の同意がない限り、譲渡、質入れまたはその他の処分をすることはできない。

4 基金の返還に係る債権の債権者は、破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

### （基金の返還の手続）

第29条 基金の返還に係る債務の弁済は、清算の開始後に、社員総会で承認された財産目録および貸借対照表に従って、その余の債務を弁済した後に、清算人がこれを行う。

## 第6章 計算

### （事業年度）

第30条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

### （事業報告及び決算）

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 事業報告及びその附属明細書

二 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

#### (剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第33条 本定款は社員総会の特別決議をもって変更することができる。

#### (解 散)

第34条 当法人は、次の理由によって解散する。

- 一 社員総会の特別決議
- 二 社員が欠けたこと。
- 三 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 その他法令で定める事由

#### (残余財産)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は贈与する。

## 第8章 附 則

#### (最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月末日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第37条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	滝澤	英子
設立時社員	佐藤	広康
設立時社員	小林	修一
設立時社員	森島	真理子
設立時社員	釜谷	久果
設立時社員	松浦	菜穂
設立時社員	権田	衣理
設立時社員	齋藤	忍
設立時社員	肥後	道子
設立時社員	中根	恵子
設立時社員	稲垣	都
設立時社員	元村	里恵
設立時社員	伊藤	彩

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。